

令和7年1月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

寒河江市長 齋藤 真朗

市町村名 (市町村コード)	寒河江市 (062065)
地域名 (地域内農業集落名)	寒河江地区 (石持、山岸、新町、六供町、船橋、丑町、幸田、十日市場、 新宿、南新宿、越井坂、内楯、七日町、本楯、新道)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月12日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地区は市の中心部に位置し、地区内の農地が市街地を囲む形で広範囲に及ぶことから、一農家の所有農地が分散している(分散錯圃)傾向にあるため、持続性のある農地利用の確保及び農業の近代化、合理化の弊害となっている。農業者の多くは水稻・果樹・野菜・花きなどの複合経営がほとんどであり、地理的条件から市内の他地区からの入作も多い。中心市街地の外縁部には「つや姫ヴィラージュ」に代表される水田地域が広がっており、集落営農組織や法人等へ農地が一定程度集積されているが、高齢農家の離農により一経営体の担う面積負荷が大きくなってきており、新たな担い手の確保が急務となっているほか、調製施設や農業機器の更新に多額の費用を要することから持続的な経営発展の大きな課題となっている。また、石持地区に代表されるさくらんぼの優良産地を有し、観光さくらんぼ園の経営なども行われ観光誘客や交流人口の増にも貢献しているが、近年では高温少雨の影響もあり結実不良が発生しているほか、老朽化した雨よけハウスの更新や作業の省力化・効率化が進まないなどの課題もあり、高齢農家の離農を加速させる要因が山積しているため、地域の特産品の維持発展のためにも、新たな担い手の確保と農地や農業技術・農業資産の適切で早急な継承と、早期での経営安定化が急がれる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区内において、水稻については今後農地を引き受ける意向のある面積が法人や集落営農組織を中心に多いため、そういった法人を中核にし、農地の集積・集約化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	395.21 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	395.21 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

都市計画用途地域外で、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、出し手と受け手のスムーズなマッチングの調全体制を設けながら、農地の分散を解消することで生産性の向上を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を優先し、段階的に集約を進めるよう活用を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
耕作条件の悪い農地については、農道の整備や小規模な改良も検討するなど、営農が効率的に行われるよう検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当該地区は市内の人口密集地区を有していることから、新たな担い手の潜在数が多いが、地区内外から新規就農者等の受け入れを積極的に推進していくほか、大規模な担い手の法人化を検討するなど、多様な経営体の育成推進を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業受託を担う地区内外の事業者や担い手へ農作業の一部を委託し、作業の効率化を作る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☒	④輸出	☒	⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☐	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ② 水稲においては特別栽培米など、減薬を通じた付加価値の向上に努める。
 ③ 省力化のために、市・県やその他関団体と連携しながらスマート農業の導入を推進する。
 ④⑤ 水稲だけでなく、さくらんぼをはじめとした果樹のブランド化や面積維持のため、農地の集約化や離農者からの継承の取組を検討する。果樹については、昨今の気候変動の影響なども鑑み、品種構成を検討し、労力の分散などを図る。一方で、輸出に向けた取組についても引き続き検討していく。
 ⑦ 多面的機能支払い交付金等の活用により農用地や農道・水路等の適正な保全管理を行う。
 ⑧ 調製施設などの更新を含めた農業用施設の整備の検討をしながら、関係者等で協議調整を行う。